

令和3年度 津奈木町入湯税の使途状況について

入湯税とは、鉱泉浴場における入湯行為に対して課税される税金です。鉱泉浴場とは、原則として温泉を利用する浴場をいいます。

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用ならびに観光の振興に要する費用に充てられます。津奈木町では、入湯税を全額「観光の振興に要する費用」に充てています。

単位(千円)

事業名	事業費	当該事業の財源内訳					
		支出金		地方債	負担金 その他	一般財源等	
		国	都道府県			入湯税	その他
環境衛生施設の整備に要する費用	0	0	0	0	0	0	0
鉱泉源の保護管理施設に要する費用	0	0	0	0	0	0	0
消防施設等の整備に要する費用	0	0	0	0	0	0	0
観光の振興に要する費用	1,298	0	0	0	0	96	1,202
合 計	1,298	0	0	0	0	96	1,202

※参照資料:令和3年度入湯税の使途状況等に関する調査